

# 12月4日～10日は 第74回人権週間です

～「誰か」のこと じゃない。～

12月10日は、世界人権デーです。

日本では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、広く人権思想の普及、高揚を図るさまざまな活動が行われています。

市民生活相談課 ☎443-2045

## 啓発重点事項

守  
さ  
う

- ◆ 女性の人权
- ◆ 子どもの人权
- ◆ 高齢者の人权

な  
く  
さ  
う

- ◆ 障害を理由とする偏見や差別
- ◆ アイヌの人々に対する偏見や差別
- ◆ 感染症に関する偏見や差別
- ◆ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別
- ◆ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別
- ◆ インターネットによる人权侵害
- ◆ ホームレスに対する偏見や差別
- ◆ 性的指向および性自認を理由とする偏見や差別
- ◆ 人身取引
- ◆ 震災等の灾害に起因する偏見や差別
- ◆ 部落差別(同和問題)を解消しよう
- ◆ 外国人の人权を尊重しよう
- ◆ 犯罪被害者とその家族の人权に配慮しよう
- ◆ 北朝鮮当局による人权侵害問題に対する認識を深めよう

人権についての困り事や悩み事がある場合は、気軽に相談してください(無料)

### [相談窓口]

- 富山地方法務局人権擁護課(牛島新町)  
みんなの人権110番 ☎0570-003-110  
子どもの人权110番 ☎0120-007-110  
女性の人权ホットライン ☎0570-070-810
- 法務省インターネット相談  
HP <https://www.jinken.go.jp/>

### [市役所でも相談に応じています]

市民生活相談課(市役所1階)では人権擁護委員による「なやみごと人権相談」を行っています。

日時 每月第2・4金13:00～16:00

※詳細は、広報とやま毎月20日号・相談日程のページで確認してください。

★人権啓発活動のさまざまな情報をホームページ(<https://houmukyoku.moj.go.jp/toyama/>)に掲載しています。  
ぜひご覧ください。

### [あなたのまちの人権擁護委員]

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、法務局や市役所などで人権相談を受けたり、人権啓発活動を行ったりしています。

現在、市では28人の委員が活動しており、身近な相談相手として、さまざまな人権問題について幅広く相談に応じています。

### 新型コロナウイルス感染症に関する 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者、医療従事者などに対して、誤解や偏見に基づく不当な差別を行うことは許されません。公的機関が提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

## 12月10日～16日は 北朝鮮人权侵害問題啓発週間です

拉致をはじめとした北朝鮮当局による人权侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされており、この問題についての关心と認識を深めていくことが必要です。

### ●北朝鮮による日本人拉致問題を考える展示会

期間 12月12日(月)～16日(金) 8:30～17:00  
(12月12日は11:00から、16日は13:00まで)

場所 市役所1階 多目的コーナー

内容

- ・拉致問題に関する経緯や県内の特定失踪者に関する写真などのパネル展示
- ・工作員が使用した水中スクーターの実物展示
- ・拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の上映

12月は滞納整理強化月間です

## 納付金の納め忘れはありませんか

問債権管理対策課 ☎443-2230

### ■臨時の納付・相談窓口を開設します

日時 12月4日(日)9:00~17:00

開設場所 市役所 各担当課

#### 納付・相談対象

- ・市税
- ・介護保険料
- ・国民健康保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・市営住宅使用料、賃貸住宅使用料
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・保育所保育料(こども保育課でのみ受け付けします)
- ・上下水道料金、下水道事業受益者負担金・分担金(債権管理対策課で受け付けします)

※し尿収集手数料、病院診療費は、臨時納付・相談窓口を開設していません。

#### 市役所本庁にお越しの際は…

- ・1階市民ホールに設置する「総合受付」へお寄りください(北玄関は利用できません)。
- ・車でお越しの方は、地下駐車場からエレベーターを利用してください。

#### 口座振替、コンビニ納付、スマートフォン決済が便利です

- ・個人市・県民税(普通徴収分)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険料
- ・介護保険料
- ・上下水道料金

市税や保険料、使用料などの納付金を期限までに納めていない場合、督促状などを送付しています。未納状態が続くと、財産の差し押さえなどの法的措置を行います。お早めに、納付または担当課に相談してください。

### ■担当課(電話番号)はこちらです

市税 (市・県民税、固定資産税、 軽自動車税など)	納税課☎443-2029 税務事務所税務課☎465-3135 (大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入地域)
保育所保育料	こども保育課☎443-2165 各行政サービスセンター地域福祉課 大沢野☎467-5830 大山☎483-1214 八尾☎455-2461 婦中☎465-2114
①介護保険料 ②国民健康保険料 ③後期高齢者医療保険料	①介護保険課☎443-2043 ②保険年金課収納係☎443-2066 ③保険年金課高齢者医療係☎443-2063 各行政サービスセンター地域福祉課 大沢野☎467-5811 大山☎483-1214 八尾☎455-2461 婦中☎465-2114
市営住宅使用料 賃貸住宅使用料	市営住宅課☎443-2097
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	こども福祉課☎443-2055
し尿収集手数料	環境センター管理課☎429-5017
上下水道料金	上下水道局料金課☎432-8588 東上下水道サービスセンター☎467-5816 (大沢野・大山・細入地域) 西上下水道サービスセンター☎465-2164 (八尾・婦中・山田地域)
下水道事業受益者 負担金・分担金	上下水道局下水道課☎432-8792
病院診療費	病院事業局医事課☎422-1112

## ひとり親家庭を支援します



### ●大学等進学の奨学資金

要事前相談

#### ①給付型奨学資金(返済不要)

- 対象 市内在住のひとり親家庭のお子さんで、次の全てに該当する方
- ・介護福祉士、看護師、保育士などの国家資格取得を目指し、県内の大学などに令和5年度入学予定の方
  - ・児童扶養手当全部支給の所得制限内である世帯の方

- 支給額
- ・入学奨学資金 上限100,000円
  - ・学費奨学資金 上限170,000円(年額)

#### ②貸与型奨学資金

- 対象 市内在住のひとり親家庭のお子さんで、次の全てに該当する方
- ・県内の大学などに令和5年度入学予定の方(国家資格取得要件なし)
  - ・児童扶養手当全部支給の所得制限内である世帯の方

※申請の際には、連帯保証人が2人必要です(うち1人は保護者)。

- 貸与額
- ・入学奨学資金 上限100,000円
  - ・学費奨学資金 上限170,000円(年額)

返済期間 卒業後5年間(無利子・均等払い)

卒業後、市内企業などで正規社員として勤務している間は返済が猶予され、5年間返済猶予を受けた場合は、返済を全額免除します。

#### [①②共通項目]

申請期間 令和5年4月28日(金)まで

必要書類 申請書、大学などの合格通知書など

### ●ひとり親応援・子育て支援金

対象 市内在住で、次の全てに該当する方

- ・中学3年生までの児童を監護しているひとり親(児童手当の受給者)
- ・申請時に、令和3年度までに富山市で賦課された住民税を完納している方で、令和3年度の住民税年額が20,000円以上150,000円未満の方

支給額 令和3年度の住民税額に応じ、1万円、2万円、3万円(年1回)

申込方法 令和5年3月31日(金)までに、必要書類を、直接、こども福祉課、とやま市民交流館(CiC3階:新富町一丁目)、各行政サービスセンター地域福祉課へ。

※必要書類など詳細は、問い合わせてください。

お悩みは「ひとり親お助け隊」に相談してください

一人一人に寄り添って総合的にサポートしますので、気軽に相談してください。

日時 (月)~(金)8:30~17:00(祝休、年末年始を除く)

場所 こども福祉課(市役所3階)

※事前予約や電話での相談なども可能です。